

第 1 回 堀川再生の推進に関する検討会

日時：令和 5 年 6 月 1 日(木) 11:00～

場所：西庁舎 11 階 11C 会議室

【 議 題 】

(1) 堀川再生の推進に関する検討会について

(2) その他

第1回 堀川再生の推進に関する検討会 出席者名簿

(敬称略)

所 属・補職名	氏 名	備 考
総務局企画調整監	武田 淳	
環境局長	小林 靖弘	
緑政土木局長	河田 誠一	
上下水道局長	横地 玉和	代理出席 次長 愛知 雅夫

オブザーバー

(敬称略)

所 属・補職名	氏 名	備 考
国土交通省中部地方整備局河川部長	舟橋 弥生	

堀川再生の推進に関する検討会について

1 検討会の趣旨

本市の土台を築き上げた庄内川水系堀川の水質は、市民の協力や庄内川からの導水、河川整備によるヘドロの除去などにより一定の改善が図られているが、中部圏を代表する国際都市名古屋にある川として、より一層の水質改善に努める必要がある。

本検討会は、木曽川水系連絡導水路の新用途としての導水を活用した堀川への恒久的な導水及び堀川圏域の関連施策の方向性や内容等を検討するものである。

2 検討会の構成

検討会の円滑な進捗を図るため、検討会作業部会及び有識者懇談会を設置する。各会の所掌事務、構成については、以下の通りとする。

検討会	
所掌事務	堀川の再生の推進に関し、次に掲げる事項について調査、検討をする。 ・堀川への導水検討に関すること ・新堀川への導水検討に関すること ・浄化施策に関すること ・その他検討会の目的を達成するため必要と認めること
会 長	緑政土木局長
副会長	上下水道局長
委 員	総務局企画調整監 環境局長
オブザーバー	中部地方整備局

検討会作業部会	
所掌事務	・検討会の所掌事務に必要な資料の収集及び整理その他の作業 ・検討会の所掌事務の目的を達成するための課題の抽出及び整理
会 長	緑政土木河川部長
副会長	上下水道局技術本部計画部長
委員	総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整） 環境局地域環境対策部地域環境対策課長 緑政土木局河川部河川計画課長 緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備） 上下水道局技術本部下水道計画課長 上下水道局技術本部計画部主幹（新事業推進） 上下水道局技術本部計画部水道計画課長 上下水道局技術本部計画部主幹（水資源）
オブザーバー	中部地方整備局

有識者懇談会	
所掌事務	検討会の所掌事務に関する、多岐広範にわたる意見や専門的な助言
構成員	河川分野または下水分野に精通する専門家

3 要綱について

- ・検討会：堀川再生の推進に関する検討会設置要綱（別紙１）
- ・作業部会：堀川再生の推進に関する検討会作業部会設置要綱（別紙２）
- ・有識者懇談会：堀川再生の推進に関する有識者懇談会開催要綱（別紙３）
堀川再生の推進に関する有識者懇談会傍聴要領（別紙３－２）

4 有識者について

有識者については、別紙４の者を候補者とする。

5 令和５年度スケジュール

令和５年度のスケジュールは、別紙５のとおりとする。

堀川再生の推進に関する検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 本市の土台を築き上げた庄内川水系堀川の水質は、市民の協力や庄内川からの導水、河川整備によるヘドロの除去などにより一定の改善が図られているが、中部圏を代表する国際都市名古屋にある川として、より一層の改善に努める必要があることから、木曽川水系連絡導水路の新用途としての導水を活用した堀川への恒久的な導水と堀川圏域に係る関連施策の方向性や内容等を検討することを目的に堀川再生の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、堀川再生の推進に関し、次に掲げる事項について調査、検討をする。

- (1) 堀川への導水検討に関すること。
- (2) 新堀川への導水検討に関すること。
- (3) 浄化施策に関すること。
- (4) その他検討会の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

第3条 検討会に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は緑政土木局長、副会長は上下水道局長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は検討会の事務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて検討会の構成員による会議（以下「会議」という。）を招集することができる。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、緑政土木局河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表

総務局企画調整監 環境局長

堀川再生の推進に関する検討会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 堀川再生の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）の内部組織として、堀川再生の推進に関する検討会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 検討会の所掌事務に必要な資料の収集及び整理その他の作業に関すること。
- (2) 検討会の所掌事務の目的を達成するための課題の抽出及び整理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、堀川再生を推進するために必要な事項。

(構成)

第3条 作業部会に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は緑政土木局河川部長、副会長は上下水道局技術本部計画部長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は作業部会の事務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて作業部会の構成員による会議（以下「会議」という。）を招集することができる。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、緑政土木局河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

総務局企画部主幹（企画・水に係る施策の調整）
環境局地域環境対策部地域環境対策課長
緑政土木局河川部河川計画課長
緑政土木局河川部主幹（堀川総合整備）
上下水道局技術本部計画部下水道計画課長
上下水道局技術本部計画部主幹（新事業推進）
上下水道局技術本部計画部水道計画課長
上下水道局技術本部計画部主幹（水資源）

堀川再生の推進に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 堀川再生の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）における堀川再生の推進にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、「堀川再生の推進に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 検討会の所掌事務に関する、多岐広範にわたる意見や専門的な助言等。
- (2) 前号に掲げるもののほか、堀川再生を推進するために必要な事項。

(構成)

第3条 懇談会は、前条の所掌事務に必要な者のうちから検討会での承認を得た後、検討会会長が指名するものにより構成する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、座長は、構成員の互選により決定する。

2 座長は、懇談会の議事の進行をする。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は、必要に応じて、検討会会長がこれを招集し、開催するものとする。

(謝金等)

第6条 第3条の規定により出席した者に対して、謝金及び旅費を支払うことができるものとし、その額は、謝金については1日につき12,600円、旅費については名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定した額とする。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会は原則として公開とする。ただし、検討会会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、緑政土木局河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、検討会会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

堀川再生の推進に関する有識者懇談会傍聴要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、堀川再生の推進に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第 2 条 傍聴者の定員は、緑政土木局河川部河川計画課長（以下「河川計画課長」という。）が会議の都度これを定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 3 条 懇談会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第 4 条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、懇談会の参加者が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する意見の聴取を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、懇談会の参加者及びその指示を受けた職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、懇談会の参加者は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、懇談会の参加者は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周 知)

第10条 河川計画課長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要領の周知を図らなければならない。

(委 任)

第11条 この要領に定めるもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、河川計画課長が懇談会の会議に諮り決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

有識者候補者一覧（案）

（五十音順、敬称略）

氏名	役職等	専門分野
貫上 佳則	大阪公立大学大学院 教授	環境工学、廃棄物処理・処分 排水処理
大東 憲二	大同大学 特任教授	環境地盤工学、底質学
富永 晃宏	名古屋工業大学 名誉教授	河川工学、水理学
松尾 直規	中部大学 名誉教授	河川工学、環境水理学
吉田 奈央子	名古屋工業大学大学院 准教授	環境微生物学

令和 5 年度 スケジュール（案）

月	事 項	内 容
4 ～ 6 月	検討会（1 回目）	会議の趣旨 スケジュールについて
7 ～ 9 月	有識者懇談会（1 回目） 検討会（2 回目）	これまでの浄化施策の振り返り 今後の浄化施策について
10 ～ 12 月	有識者懇談会（2 回目）	中間報告
1 ～ 3 月	有識者懇談会（3 回目） 検討会（3 回目）	浄化施策の方向性について